

唐津市押印の見直しに関する方針

1 目的

市民から提出される申請、届出等の行政手続について押印の見直しを行うことにより、市民の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るとともに、行政手続のオンライン化を促進することを目的とします。

また、会計手続、人事手続などの行政の内部手続についても同様に押印の見直しに取り組むことにより、業務フローの見直しやシステムの再構築等の業務改革を促進し、行政事務の効率化を図ることを目的とします。

2 基本方針

原則として、すべての行政手続、内部手続において押印を見直し、廃止できる手続については廃止することとします。あわせて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面規制、対面規制を見直し、オンライン化及びペーパーレス化に取り組むこととします。

3 押印見直しに当たっての国の指針等

押印の見直しに当たっては、令和2年12月18日付けで内閣府により示された「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき進めるものとします。

4 押印見直しの判断基準

【判断基準1】押印を求める趣旨の合理性の有無

押印を求める趣旨として、次の3点が挙げられますので、その合理性をそれぞれ検討することで押印見直しを行います。

〈押印が求められている趣旨〉

趣旨	判断のポイント
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	本人確認の手法は押印の他にも多数存在し、実印によらない押印は本人確認としての効果は大きくない。(判断基準2参照)
文書作成の真意確認	本人確認がされた「本人」からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価される。

また、押印を求める趣旨を確認する観点から、押印の種類を3つに分類して検討することとします。

押印の種類ごとの押印見直し対応方針は、次のとおりです。

押印の種類	対応方針
認印(三文判、角印など)による押印	本人確認の手段としての効果は小さくなく、行政手続、内部手続にかかわらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止することとします。
登記・登録印(実印、法人代表者印、銀行印など)による押印	印鑑証明書の提出を求めているため印鑑照合を行えない場合には、押印の効果は限定的であるため、押印を見直します。
登記・登録印による押印と、印鑑証明の提出	印鑑証明書の提出を求めている手続であっても、必要以上に求めている場合には、印鑑証明書の提出を見直すものとします。

なお、手続が継続的な関係の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いこと(補助金に係る変更申請、実績報告など)、特に、行政機関内部での手続は、安定的な関係が認められる者同士で行われるものが多く、厳格な本人確認の必要性は高くないことに留意し、見直しを進めるものとします。

【判断基準 2】 押印を求める趣旨の代替手段の有無

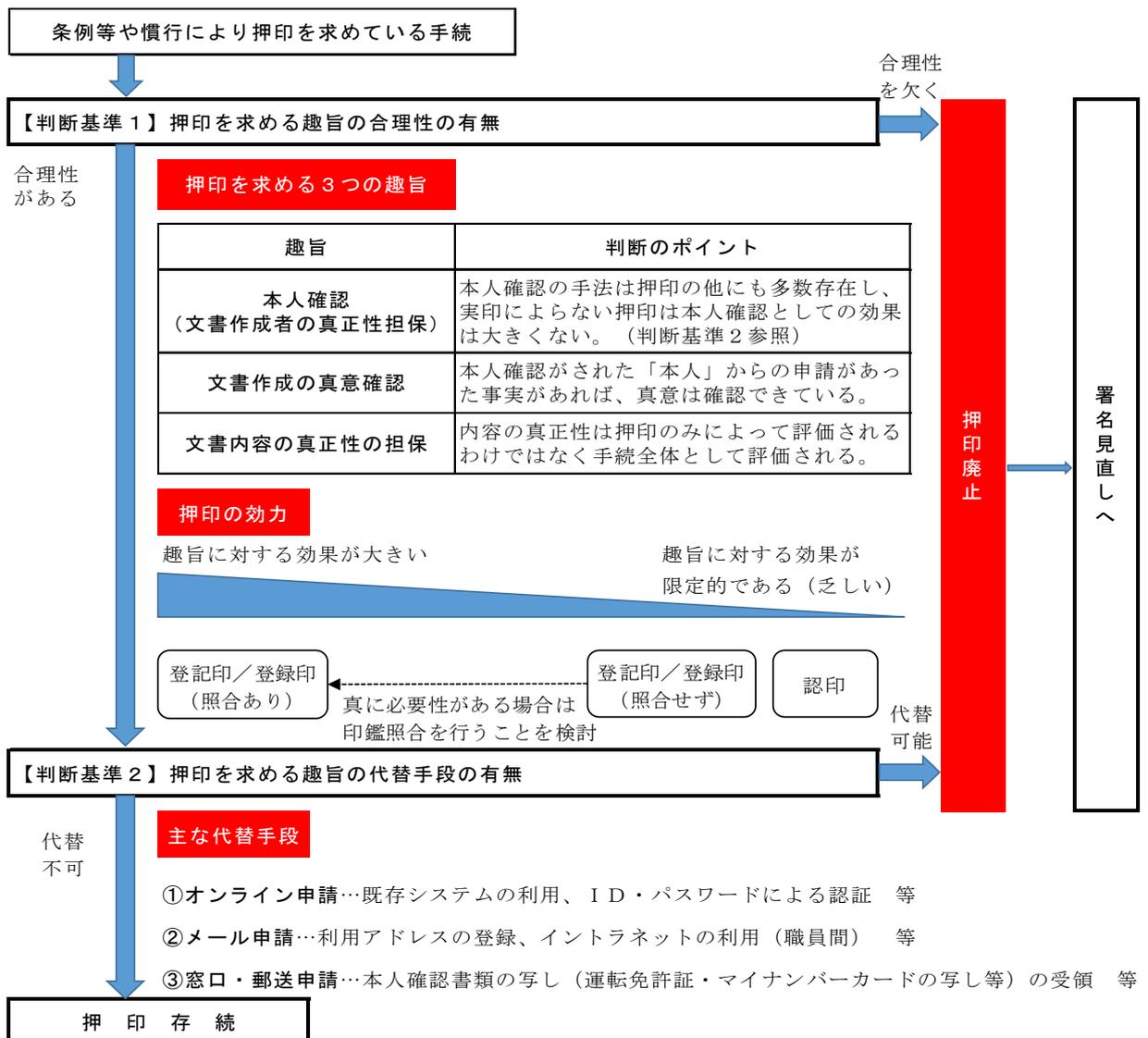
判断基準 1 に記載した押印を求める趣旨を代替する手段を検討することで、押印見直しを行います。主な代替手段として、パスワードを設定した電子メールの活用、本人確認書類の写しの受領等が想定されます。

また、現に本人確認書類の提出を求めている場合や必要に応じ実地調査を行っている場合には、押印を廃止するものとします。

5 押印見直しの進め方

押印見直しは、次のフローに沿って進めるものとします。

<押印見直しの判断フロー>



6 契約書や見積書、請求書等の支出根拠書類の押印

地方自治法第234条第5項の規定により、地方公共団体が契約につき「契約書」を作成する場合においては、契約の相手方とともに、「契約書」に記名押印しなければ、当該契約は確定しないこととされています。

今般の国の見直しにおいても、法的安定性を図る観点から、直接収入又は支出の原因となる契約の最終的な意思確認文書である「契約書」への記名押印は廃止しないこととされました。

唐津市財務規則においても、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならないとされており、地方自治法第234条第5項の規定を踏まえ、「契約書」については、本市の押印見直しの対象外としておりました。

一方、唐津市財務規則第107条第1項では、契約金額が50万円を超えない契約を行う場合は、契約書の作成を省略し、請書を提出させることができると規定しており、また、同条第2項では20万円以下の物品購入契約又は10万円以下の物品以外の契約においては、見積書その他これに準ずる書類をもって請書に代えることができると契約書作成の例外も規定されているところです。

請書は、契約書と同等の性質を持っているものの、契約の相手方とともに記名、押印しているものではないため、請書については押印の義務付けを廃止することとします。

協議書、覚書等については、契約書と同様、これまでどおり押印を存続することとします。ただし、規制緩和等により契約事務における電子署名などが普及することも考えられることから、そうした代替策についても継続的に検討していくこととします。

「入札書」については、電子署名を用いた電子入札以外では押印を存続することとしておりましたが、行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しに伴い、入札においては電子入札システム等の利用促進を図るため、真正性の確認方法を検討し、押印の義務付けを廃止する方向で検討します。

なお、地方公共団体における「見積書」、「請求書」等については、地方自治法等の国の法令によるものではなく、各地方公共団体の長が定める財務規則等に

において押印の取扱いを定めているものであり、本市においては、「見積書」、「請求書」等の押印について、規則による定めはなく、地方財務実務提要などを参考に押印を求めていたところであるため、国における見直し事例を参考に対応を検討することとします。

国の見直し事例は、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総行行第169号、総行経第35号総務省自治行政局長通知）別添3「各府省における内部手続の見直し事例＜会計関係＞」に示されていますが、主なものは次のとおりです。

国における見直し事例	
①	I D ・ パスワードによる認証を経たオンライン対応
②	利用アドレス登録を行ったEメールによる書類の提出
③	㊦「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記させる ㊧事業者としての意思表示であることを十分に確認するため、担当部局は㊦の「本件責任者及び担当者」に問合せ・在籍を確認のうえメモ（手書き等）を残す の2点を満たすことで認めることとする。
④	そもそもすでに押印を求めている。
⑤	今後は、押印省略した請求書のEメールによる提出も認める。
⑥	メール等での提出を認め、後日原本の提出を依頼している。
⑦	電子ファイル（P D F 形式等）による提出のみとする。

このように、国における見直し事例には、様々なものがあるのが現状で、これらの事例をまとめると、提出を行った人物をしっかりと確認したうえで、請求書等を受領する措置を取っているものと整理することができます。

こうした事例の趣旨を踏まえ、本市の対応としては、各課で受領した「見積書」、「請求書」等の支出根拠書類について押印を省略する取扱いとする場合には、各課で受領する際に真正な相手からの提出であることを確認したうえで收受

印等により受領した課名や受領した日付を明らかにすることを代替的な手段とすることとします。従前どおりの押印により真正性を担保する方法も妨げません。

各課で受領する際の真正な相手からの提出であることを確認するための手段については、様々な手段が考えられますが、国における見直し事例を参考に次のような手段によることとします。

- ① 継続的な関係がある者のEメールアドレスや既登録Eメールアドレスからの提出
- ② 本人であることが確認されたEメールアドレスからの提出
- ③ 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記させること、事業者としての意思表示であることを十分に確認するため、各担当課は「本件責任者及び担当者」に問合せし、在籍を確認のうえメモ（手書き等）を残すことの2点を満たすこと。
- ④ 本人であることを確認するための書類のコピーや写真のPDFでの添付
- ⑤ 他の添付書類による本人確認
- ⑥ 電話やウェブ会議等による本人確認
- ⑦ 署名機能の付いた文書ソフトの活用
- ⑧ 実地調査等の機会における確認
- ⑨ 担当課で直接面識がある方からの手渡し
- ⑩ 手渡しでの提出時に名刺を受領
- ⑪ 郵送された封筒の確認
- ⑫ その他各課の実情に即した確認方法

7 署名見直しの判断基準

署名については、一連の行政手続の中で押印と同時に、又は押印の代替として求められることが多いため、押印見直しに併せて署名も見直すことが必要となります。押印を見直した場合において署名を見直すに当たっての判断基準は次のとおりです。

【判断基準 1】 根拠規定が「署名及び押印」：署名を求める実質的な意味の有無

署名及び押印の両方を求めている手続について、押印を求めず署名のみを残すことは手続の簡素化であり、署名に実質的な意味があると考えられる場合には、引き続き、署名を求めることは認められるものと考えられます。

【判断基準 2】 根拠規定が「署名又は記名押印（認印可）」

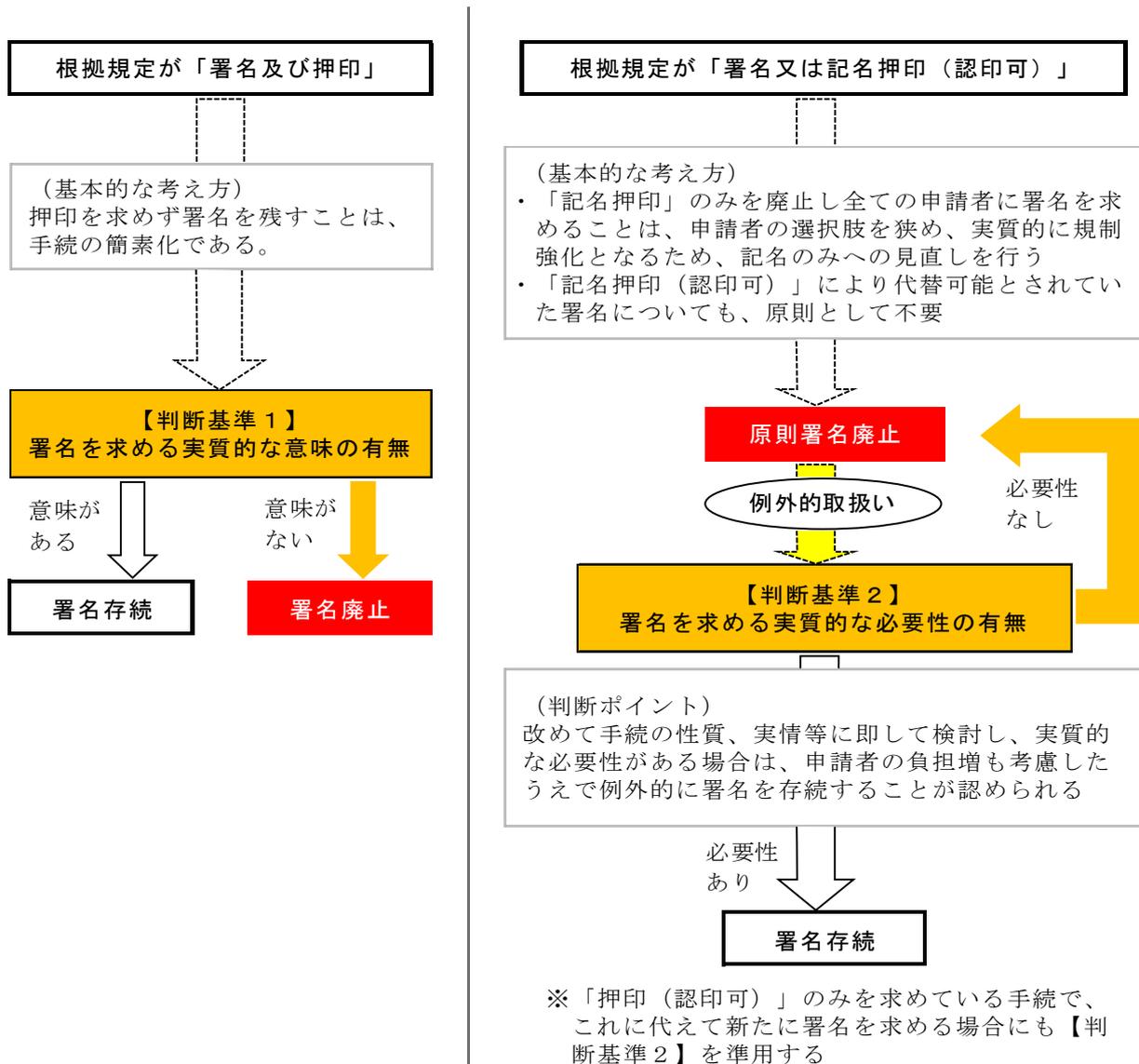
：署名を求める実質的な必要性の有無

署名、記名押印のうち、いずれか一方のみを求めている手続について、記名押印のみを廃止し、全ての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭め、実質的に規制強化となりますので厳しく検証することが求められます。この場合において、記名押印（認印可）により代替可能とされてきた署名については、原則として不要と考えられますので、記名のみへの見直しを行います。

なお、「押印（認印可）」のみを求めている手続について、これに代えて新たに署名を求めることは規制強化となり、原則として行わないものとします。

ただし、改めて手続の性質、実情等に即して検討し、署名を求める実質的な必要性がある場合には、申請者の負担増も考慮したうえで、例外的に署名を存続することは認められるものと考えられます。

<署名見直しの判断フロー>



8 申請などを行う本人以外の第三者が行う手続

申請などを行う本人以外の第三者から提出される委任状、承諾書、同意書、証明書等については、申請などを行う本人の真意の確認が困難であるため、押印を存続し、引き続き検討することとします。

9 押印を廃止した場合の訂正方法

押印を廃止した申請書等において、申請者が誤って記入した場合など訂正が必要なときは、次の手順により訂正をお願いします。

(1) 記名のとき

申請書等そのものを再度提出してもらい、又は、訂正箇所には訂正印を押印してもらい。（この場合には、申請者等の記名欄にも押印が必要。（2）において同じ。）

(2) 署名のとき

訂正箇所付近にフルネームで訂正署名をしてもらい、又は、訂正箇所には訂正印を押印してもらい。

10 様式の具体的な見直し手順について

規則や要綱などの例規に定めがない様式については、各課で適宜様式の見直しをお願いします。

例規の改正を伴うものについては、行政改革課にて取りまとめのうえ、様式の押印の特例に関する規則等（以下「特例規則等」といいます。）を制定し、一括して押印の義務付けを廃止します。

特例規則等の内容は、規則や要綱などで定める様式のうち、別に定めるものについては、当該規則や要綱などの規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するというような内容を予定しており、規則や要綱上の様式には「印」が残っていたとしても、実務で使用する様式では「印」を不要とするという内容です。

特例規則等の施行後、各課において、ホームページや窓口で公表している様式等から「印」の削除をお願いします。

なお、特例規則等では、様式上の印を単純に消去する場合しか対応できないため、それだけでは対応として不足する場合には、別途例規審査の手続により個別に改正手順をお願いします。

また、市長部局以外の委員会等においては、行政改革課で制定する特例規則等の適用ができませんので、別途規則等を定めていただく必要があります。

1.1 見直しのスケジュールについて

(1) 例規の様式で押印を求める手続

時期	対応
令和3年8月～9月	例規の様式で押印を求めている手続を精査し、各手続において押印の見直しを行う。
令和3年10月	上記により押印を廃止する手続（様式）の行政改革課への報告
令和3年11月～12月	特例規則等の制定
令和3年12月	ホームページに掲載している様式の差替え
令和4年1月	運用開始予定

※ 特例規則等に依らず、個別に例規等を改正する場合には、上記スケジュールにかかわらず運用を開始することができるものとします。

(2) 会計手続における押印見直し

周知期間を含め、令和4年度からの運用開始を予定しています。会計手続における押印の見直しには、「6 契約書や見積書、請求書等の支出根拠書類の押印」において、真正な相手からの提出であることの確認方法を示してはいますが、客観的にみても本人（事業者である場合には当該事業者）からの提出であることが確認できることが求められますので、今後、関係各課において協議し、運用方法については、別途お知らせします。

1.2 問い合わせ先

政策部行政改革課 電話：0955-72-9115（内線 1331）